地域生活支援拠点等の機能を担う事業所となる場合の運営規程の記載例

　地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として届出を行う際は、以下の内容を参考に運営規程への追加項目を作成してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 追加項目の記載例 | 作成にあたっての留意事項 |
| その他運営に関する重要事項  　（地域生活支援拠点等の機能を担う事業所）  第●●条　事業所は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成１８年厚生労働省告示第３９５号）第１の２の３」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。  （１）　相談  　　　緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネイト、相談支援、その他の必要な支援を行う機能。  （２）　緊急時の受入れ・対応  居宅において介護者の急病等の理由により、緊急に支援が必要な生じた障がい者等に対して、短期入所などへの受入れ等必要な対応を行う機能。  （３）　体験の機会・場  　　　病院や施設、親元からの自立にあたって、障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。  （４）　専門的人材の確保・養成  医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。  （５）　地域の体制づくり  地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。 | （１）から（５）の役割は例であり、地域生活支援拠点等の整備・事業ごとに実情に応じて、実際に担う機能を記載してください。 |

（注）　上記に示した運営規程は記載例であり、各事業所の実態に応じた規程とし、地域生活支援拠点等についての内容をご理解いただいた上で作成をお願いします。